

12月4日（火）

# 平成30年12月4日（火曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 欠席議員（1名）

35番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）
-----	-----	--------------

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第19号まで及び第22号から第29号までの各号議案、請願第28号及び第29号、並びに継続審査中の請願第22号及び第27号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第29号については賛成多数により、請願第28号は賛成少数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成30年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、29億1,000万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金18億5,800万円余、繰入金9億3,400万円余であります。

また、議案第22号に係る補正は、台風被害対策及び職員の給与改定等に伴う経費について措

置するもので、16億4,400万円余の増額となっており、歳入財源は繰入金8億3,600万円余、国庫支出金8億700万円余であります。

両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は5,952億1,900万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,000万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は134億8,600万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で2,300万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,502億9,000万円余となります。

次に、県有体育施設整備事業のうち陸上競技場の整備についてであります。

このことについて委員より、「陸上競技場の造成・整備に関して、都城市の費用負担額は決まっているのか」との質疑があり、当局より、「都城市との役割分担や費用負担については、現在詰めの段階である。内容によっては来年度予算にも関係するので、年度内のできるだけ早い時期に説明したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「一部競技団体からは、整備地に関して協議の場がなかったと聞いているが、これまでの経緯はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「整備地の検討過程、それから決定後に、陸上競技場だけでなく体育館関連の競技団体にも説明を行ってきた。山之口町に関しては、不安の大きさが今の動きにつながっていると思うので、改めて丁寧に対応し、理解していただけるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「他県では仮設対応で費用を抑えた例もあるが、本県についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「仮設対応も念頭に置き、全体の費用縮減

については、設計の中で検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「山之口町に陸上競技場を新設することにより、スポーツランドみやぎの中核である県総合運動公園が縮小されるのではないかと不安感があるので、今後、県総合運動公園をどう整備していくのかを具体的に明示し、理解を求めていくべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、都城市との費用分担の内容や国体後の利活用のあり方について、できるだけ早く報告を行うとともに、県総合運動公園に関する整備の具体的な方向性も示し、議会を初め県民や関係競技団体等への丁寧な説明を行いながら、今後の施設整備を進めていただくよう要望いたします。

次に、県総合計画長期ビジョンについてであります。

このことについて複数の委員より、「人口のダム機能」に関して「中山間地域から宮崎市、都城市、延岡市・日向市の3拠点への選択と集中と捉えられる懸念があるので、他の表現を検討すべきではないか」との意見や、「3拠点以外の地域が疎外されていると感じないような記述も必要ではないか」との意見がありました。

また、複数の委員より、「ビジョンの中に、安全・安心という言葉は出てくるが、それだけではなく、安定した生活も重要だ」との意見や、「南海トラフ地震の発生が想定される中で、県民の命や安全をどう守るかという視点も必要ではないか」との意見、また、「県と市町村が連携して、少子化対策のための即効性のある施策も必要ではないか」との意見がありました。

さらに別の委員より、「人口減少社会で、生

産性を向上させることが重要な要素となるので、その必要性を県民がしっかりと認識するための工夫をしていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県東京ビルのあり方についてであります。

このことについて当局より、「施設の方向性として、建物の長寿命化、建てかえ、売却の3つの選択肢があるが、同ビルが抱えている老朽化に伴う維持管理経費の問題や土地の高度利用、立地環境の有効活用の観点から、建てかえが最も適当な選択肢と考えている」との報告がありました。

このことについて委員より、同ビルの方向性に関する今後のスケジュールについて質疑があり、当局より、「2020年度までに策定予定の個別施設計画において方向性を明示することを考えており、それまでに具体的な方針を定めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、同ビルは非常に立地条件がよく、本県の優良資産であることから、県民の意見も聞きながら、時代の流れに合った形で方向性を検討していただくよう要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会調査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で26億1,800万円余の増額、特別会計で90万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,259億3,700万円余となります。

このうち、「周産期医療ネットワークシステム整備事業」についてであります。

この事業は、まだ未整備の県南・県西地域の分娩取扱施設にICTを用いたネットワークシステムを整備し、一次分娩取扱施設の胎児心拍数モニターを二次及び三次医療機関で監視できるようにすることで、脳障害発症の早期発見及び発生率の減少を図るものであります。

このことについて、委員より、「二次医療機関から遠い地域においても、安全・安心な出産が可能となるのか」との質疑があり、当局より、「二次や三次の医療機関においても、同時に胎児心拍数モニターを確認できることにより、二次医療機関等での帝王切開が必要な場合など、搬送が必要な場面でも速やかに判断することができるため、安全性が高まると考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「マニュアルの整備などにより、システムを適切に運用することで、県内全ての地域で安全・安心な出産ができる体制の構築に努めてもらいたい」との要望が

ありました。

次に、第4次宮崎県障がい者計画についてであります。

このことについて委員より、「障がいはさまざまな種別があり、障害者手帳を持っていない方もいると思うが、その方々の意見は計画に反映されているのか」との質疑があり、当局より、「計画の策定に当たっては、障害者手帳を持っていない方も含めた障がいのある方へのアンケートや、関係機関への意見聴取を幅広く行っている。今後は、計画に基づき、市町村や関係機関と連携しながら、障がい者一人一人に寄り添えるような施策の推進に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「実効性のある計画となるよう、計画の内容や各種施策について、家族や関係者を初め、県民への周知を徹底してもらいたい」との要望がありました。

次に、「言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（仮称）」についてであります。

このことについて委員より、「条例の制定によって、今後開催が予定されている全国障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会にも対応できるよう、手話等の普及・啓発やボランティア人材の育成にしっかり取り組んでもらいたい」との意見がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、病院事業費用6,300万円余、資本的支出6万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は324億1,700万円余、資本的支出は91億7,100万円余となります。

次に、県立延岡病院心臓脳血管センターにつ

いてであります。

このことについて委員より、「設置する血管造影装置のうち1台は、新しく購入し、もう1台は、現有機を移設して使用すると聞いているが、更新する予定はないのか」との質疑があり、当局より、「現有機は、移設により不具合が生じるおそれがあることから、当面は、センター内ではなく、現在の場所で使用するが、現在、早期の更新に向けて検討している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、患者の安全・安心のため、現有機を早急に更新し、県北地域における、循環器疾患及び脳血管障害への迅速・的確な医療の提供に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、請願第29号「重度障がい者（児）医療費公費負担事業の通院における現物給付を求める請願」についてであります。

当委員会といたしましては、通院の現物給付化により、財政負担の増加が見込まれるものの、償還払いの手続における重度障がい者（児）の負担軽減及び早期受診による重症化の防止並びに実施主体である市町村の事務軽減が図られることから、当請願を採択したものであります。

当局におかれては、市町村や関係機関と連携し、通院における現物給付の実現に向けて取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は492億2,300万円余となります。

次に、退職自衛官等就職支援協定についてであります。

このことについて委員より、「自衛官は、一人一人が民間技術者以上に高い専門技術を持つ一方で、その対応範囲が狭いことや、極めて厳格な指揮命令系統で培われる業務姿勢から、退職後すぐに民間企業に就職しても、うまくなじめないことが懸念されるが、どう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「協定締結の相手方である自衛隊宮崎地方協力本部としても、自衛官が退職後すぐに民間企業に就職することは困難な面もあることから、自衛隊としても、再就職のためのトレーニングを行っている」と聞いている。また、自衛官特有の技術力を県内の民間企業でどのように生かしてもらうかは今後の課題であるが、非常に有能な人材であるため、できる限り県内就職につながるよう、

自衛隊とも協議しながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、県内企業の雇用対策についてであります。

このことについて委員より、「有効求人倍率が高く、かつ上昇が続いている中で、採用が進んでも有効求人倍率が上がり続けることをどう捉えているのか」との質疑があり、当局より、「企業からの聞き取りでは、将来、人員不足となるリスクを考慮して求人を出している企業もあると聞いているが、それ以外の要因については把握できていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、人手不足の雇用情勢が続く中、人員不足が原因で経営が行き詰まるような企業がないよう、県内企業の雇用実態をしっかりと把握し、必要な支援に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は722億1,900万円余となります。

次に、経営事項審査に係る虚偽申請についてであります。

このことについて委員より、「株式会社大建は、虚偽申請により受けた格付に基づいて、多額の公共工事を受注しており、県民の県に対する不信も拭えていないことから、この問題にけじめをつけるには、県が大建を告発しないと、業界や県民の納得が得られないと考えるが、どうか」との質疑があり、当局より、「現在、建設機械の保有状況などの詳細な調査を実施中であることや、刑事罰を受けた場合には、実質的に廃業となることなどを踏まえ、慎重に検討し

ているところである」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「今回の虚偽申請を初めとする一連の不正は、前代未聞の極めて悪質な内容であり、県は、県民感情にも鑑みて、刑事告発することも念頭に検討すべきである」との意見がありました。

また、このことに関連して複数の委員より、「知事の謝罪はあったものの、通常であれば見抜けるはずであった不正を見抜けなかった県の責任は非常に重く、県の説明にもいまだ納得できない部分がある」との意見もありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,200万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は226億2,000万円余となります。

次に、森林環境譲与税（仮称）と宮崎県森林環境税の使途についてであります。

このことについて当局より、「平成31年4月から県及び市町村に譲与される「森林環境譲与税（仮称）」と県の森林環境税は目的が異なるが、その使途については一部重複する部分があるため、それぞれの使途を整理した」との報告がありました。

これに関して委員より、「これらの税で個人の資産形成につながる再造林をすることについては、適当なのか疑問がある」との質疑があり、当局より、「国の森林環境譲与税の使途としては、CO<sub>2</sub>削減を目的として市町村が行う間伐を中心とした森林整備に充てられるものと考えている。一方、県の森林環境税は、水源林など公益性の高い森林に対して、公益的機能を継続的に発揮させるために再造林補助のかさ上げを行っている」との答弁がありました。

また別の委員より、「森林環境の保全には担い手の確保が重要であるが、その賃金や退職金制度などに充てることはできないのか」との質疑があり、当局より、「現在、担い手基金を活用して、林業従事者の労災保険や退職共済などには一部助成を行っている。新しい森林環境譲与税の使途については、県と市町村がそれぞれ担うべき役割について議論を始めたところであるが、林業従事者の所得向上対策については、生産性を向上させる観点から対応していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で12億8,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は424億6,900万円余となります。

このうち、「水質監視・緊急取水停止システム整備事業」についてであります。

このことについて当局より、「8月末から川内川の水質が環境基準を達成していることから、えびの市堂本地区において、堂本頭首工からの農業用水の取水を再開するため、水質監視機器を長江川に2カ所、川内川に1カ所設置し、水質が悪化した場合に取水ゲートを緊急停止する装置を設置する」との説明がありました。

これに関して委員より、「堂本地区の農地111ヘクタールのうち、堂本頭首工からの取水がなければ作付できない農地は88ヘクタールあるとのことであり、新たな噴火等によって途中で取水できなくなる事態も考えられるため、代替水源となる地下水調査も早急に進めてもらいたい」との要望がありました。

次に、台風24号等による農水産業の被害対策についてであります。

このことについて当局より、「国の支援対策や激甚災害指定見込みの発表を受けて、県として、農畜産物の再生産への支援、農業用ハウスや畜舎等の復旧への支援、農地や農業用施設の復旧、水産分野の支援の4つの柱に沿った対策に取り組むこととしており、今回の補正予算では、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧・撤去を緊急的に支援する事業を実施する」との説明がありました。

当委員会といたしましては、被災された農家等が一日も早く経営再建できるよう、市町村やJA等の関係機関・団体等と連携しながら、農家等に寄り添った支援をしていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法



第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第11号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、教育委員会で4億4,200万円余、公安委員会で1億1,000万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の教育委員会の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,111億7,500万円余、公安委員会の一般会計予算額は268億2,300万円余となります。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、電気事業会計で759万2,000円、工業用水道事業会計で51万3,000円、地域振興事業会計で6,000円の、それぞれ事業費の増額補正を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は50億7,100万円余、工業用水道事業は3億5,600万円余、地域振興事業は2,300万円余となります。

次に、企業局における平成30年度各事業の上半期の状況についてであります。

このことについて当局より、「電気事業及び工業用水道事業については目標を上回る実績を残しているが、地域振興事業については、台風等による3度の冠水被害の影響もあり、ゴルフ場利用者数が目標の約8割となっている」との報告がありました。

これに対して委員より、「地域振興事業については、厳しい経営状況にあると思われるが、自然災害の影響によるところが大きいいため、指定管理者への一定の配慮等も必要ではないか」との意見があり、当局より、「今年度は、例年になく17日間も休業していることから、経営への影響を最小限に抑えるため、四半期ごとに指定管理者が納付する納付金の支払期限を猶予するとともに、2,000万円の納付金についても、減額を含めて検討している」との答弁がありました。

次に、五ヶ瀬中等教育学校における合格者の男女比についてであります。

このことについて当局より、「寮の男女別の部屋数による施設面での制約から、募集人員40名に対して、男子22名、女子18名と定員を固定化してきたが、入学者選抜実施要綱等において男女比を明記していなかった。また、男女別に募集人員があるため、合格ラインが男女で異なっており、不合格になった女子のうち、男子合格者の最低点を上回った数は、過去5年間において、0名の年度もあれば、最大で19名という年度もあった」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「この問題については、早急に改善すべきではないか」との意見があり、当局より、「施設面での制約を直ちに解消することができないことや、入学者選

抜試験が迫っていることもあり、平成31年1月の試験については、現在の男女比で実施する予定としているが、男女別の募集人員について、小学校等関係機関へ情報提供するとともに、今後、検討委員会を設置し、男女比の改善に向けた施設面や寮の運用のあり方等について協議を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、機会均等の観点から、男女で募集人員が異なる状況にあることは速やかに改善すべきと考えることから、寮の改修も含めて、現状を早期に改善することを要望いたします。

次に、県立高校生の就職内定状況についてであります。

このことについて当局より、10月末現在の就職内定率が全体で79.0%、就職決定者の県内比率が56.3%との報告がありました。

これに関して委員より、「県外への就職希望者は工業系高校の生徒が多い。今後、人手不足の進展により、県内企業の人材獲得がさらに難しくなっていくことから、限られた予算を有効に活用するためにも、工業系高校の県外就職を希望する生徒等に的を絞った取り組みが必要ではないか」との意見があり、当局より、「県外就職を志向している生徒でも、県内企業を見学することで、県内企業への就職に希望が変わる場合もあることから、生徒が多様な視点で就職先を決められるような取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、サイバー空間の脅威の現状と対策についてであります。

このことについて当局より、「本県のサイバー犯罪の相談受理件数及び検挙件数がともに年々増加傾向にあることから、これまでの取り組みに加えて、IT関連企業への警察官の派遣

や、宮崎大学工学部の情報通信技術に関する科目を警察官が受講する等、対策の強化を図っている」との報告がありました。

これに対して委員より、サイバー犯罪に係る検挙の特徴について質疑があり、当局より、「サイバーパトロールによってインターネット上への書き込みを発見すること等で検挙する場合もあれば、ワンクリック詐欺の被害相談等から検挙につながることもある」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

**○蓬原正三議長** 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

**○蓬原正三議長** これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員** [登壇] (拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。共産党県議団を代表いたしまして、今議会に提案されました議案について、議案第1号、第5号、第14号及び第29号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会

計補正予算(第4号)」についてです。

本補正予算の問題点は、2巡目国体をめぐる県有体育施設整備事業の陸上競技場設計費1億4,000万円の債務負担行為が、繰越明許とともに提案をされていることです。

現在、陸上競技場の場所の選定をめぐって、競技団体や関係者の方々との意見の相違が表面化しています。それぞれの立場での言い分もあることではありますが、この間、十分な意思疎通がなされてこなかったことは否めないところです。

多額の費用をかけて、今後40年、50年と使い続ける公共施設ですから、県民の納得のいく解決策を探るためにも、現段階での予算化・債務負担行為には反対をするものです。

次に、議案第5号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、産業競争力強化法の改定に伴い、所要の改定を行うとするものですが、産業競争力強化法の改定は、産業革新機構の名称を「産業革新投資機構」に変更し、経産大臣の策定する「投資基準」に基づく投資機能を強化し、設置期限を、2033年度末まで9年間延長するものになっています。

中小企業関連では、事業の再編・承継等の支援、経営革新等支援機関の認定制度への更新制の導入、IT活用支援を行う事業者の認定制度の創設などが盛り込まれています。

しかし、「産業の新陳代謝」を加速するため、支援対象を「収益性・生産性の高い中小企業に限る」としており、生産性が低い中小企業に廃業を促すことは、「中小企業全体の生産性向上に資する」として、生産性が低い中小企業を支援の対象から外す方向が組み込まれていま

す。こうしたことを、県内中小企業に適用させるわけにはいきません。したがって、本条例改定には反対をするものです。

次に、議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

本議案は、県営住宅について、日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅、27団地2,202戸の管理を、延岡日向宅建協同組合に委ねるというものです。

この指定管理者制度は、行政コスト縮減などを目的に、「官から民へ」の構造改革路線の一環として導入され、現在、あらゆる部署で進められています。議案第12号、第13号でも新たな管理者の選定議案が出されていますが、今回は、管理期間がこれまで3年だったものが5年間に延長されてもいます。

我が党は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしてまいりました。公営住宅制度は、国や公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉の増進に寄与することを目的にしています。それだけに、公営住宅は、ほかの公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。

行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの保護という重要な役割を担っています。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されるかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。

したがって、今回提案された「県営住宅にお

ける指定管理者の指定」について、反対をいたします。

最後に、議案第29号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職の給与改定に準じて、知事や議員など、特別職の期末手当の引き上げを行うとするものです。

人事院や人事委員会勧告により、職員給与・手当を引き上げることは当然のことですが、今、県民所得は伸び悩み、消費税、国保税や介護保険料の引き上げなど県民負担が増大する中で、特別職の期末手当を引き上げるなどは、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないのでしょうか。

今回の特別職に係る期末手当引き上げ提案には賛成できないことを申し上げ、以上、各号議案に対する討論といたします。(拍手) [降壇]

**○蓬原正三議長** 次に、来住一人議員。

**○来住一人議員** [登壇] おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております4つの請願のうちの3つの請願について、それぞれの請願に賛成し採択すべき立場から討論をいたします。

まず、請願第28号「消費増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書」を国に提出することを求める請願」について述べます。

安倍政権は、来年10月より消費税を10%に引き上げることと決定いたしました。8%への増税は2014年4月からでありましたが、増税の影響は一時的どころか、2人以上世帯の実質家計消費は、2013年の年平均364万円から、昨年9月

からことし8月までの年平均が339万円となり、25万円も減少しており、再び5兆円もの大増税を強行するならば、消費はますます冷え込み、破滅的な影響を及ぼすことは明らかであります。

消費税は社会保障のためと説明されてきましたが、低所得者にこそ負担が重く逆進性の強い消費税に社会保障の財源を求めることは、まさに本末転倒であります。消費税は導入後、国民から累計372兆円集めましたが、一方で法人税は291兆円も減っており、大企業を中心にした法人税減収の穴埋めに回されていることが実態であります。消費税導入後も、年金削減や医療費窓口負担増など改悪の一途をたどり、今また、内閣府、財務省、厚生労働省は後期高齢者の窓口負担を2割に引き上げるなど、全世代にわたる社会保障の削減メニューを持っております。

増税2%をポイント還元することを検討されているようですが、中小小売業でキャッシュレス決済を利用した人が対象です。また、複数税率化にあわせて導入されるインボイス(適格請求書)制度についても、年間1,000万円以下の免税業者はインボイスを発行することができず、取引から排除されるもので、消費者だけではなく中小零細事業者にも致命的な打撃を与える消費税10%への増税は中止すべきであります。こうした立場からも、本請願は採択すべきものと思います。

次に、請願第27号「後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願」について述べます。

本請願については、さきの9月議会において前屋敷議員が討論しており、また、請願書そのものが、後期高齢者の窓口負担をめぐる状況の

特徴と1割負担の継続を求める意義を、簡素ではありますけど、実に明確に述べております。私は、1つのことを追加し討論にしたいと思えます。

それは、高齢者の命綱である年金についてであります。11月30日の衆議院厚生労働委員会において、根本厚生労働大臣は、年金の「マクロ経済スライド」の来年度発動について問われて、「最終的な物価や賃金などの指標次第だが、発動されるような状況になるのではないかと答弁をいたしました。この制度は、少子高齢化に伴う保険料収入の減少と年金給付の増大に備えるためとして導入され、物価などの伸び率よりも年金改定率を低く抑えて、実質削減する仕組みであります。安倍内閣政権下において、スライドの発動や物価の低迷などを口実にした年金の実質削減が強行され、2012年から2016年にかけて、高齢者1人当たりの年金受給額は約14万円減少をいたしました。当然のことながら、高齢者の生活保護世帯は約16万世帯ふえるなど、高齢者の貧困化に拍車がかかっている状況であります。

こうしたもとの医療費負担の2割への引き上げは、高齢者の生命維持装置を外されることに等しく、また、その家族の暮らしが深刻な事態となることは明らかであります。議員各位の賢明な判断を期待いたします。

次に、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について述べます。本請願については、定例議会ごとに請願の意義と重要性について述べてきましたので、今回は、本請願の経過と取り扱いについて述べて、討論にしたいと思えます。

本請願は、平成29年9月に提出されたものでありますが、実は、平成28年9月に提出され

継続審査となっていた請願第17号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」を取り下げて、その代替として提出されたものであります。この請願の取り下げと再提出は、請願者が思いつくままに行ったものではありません。当時の厚生常任委員長の勧めがあり、この勧めに期待して行われたものであります。

請願第17号は4回、本請願が今回も継続となると6回、合わせて10回の継続となるものです。本請願が6回も連続して継続となるなら、異常というほかないと思えます。「県議会は1年以上かけて審議しても結論を出せないのか。何をしているのか」という声が上がると思えます。請願に対する議会の対応は是か、非かのいずれかであります。継続は、その是か非かを定めるための時間的措置であると思えます。1回、2回の継続ならともかく、1年以上にわたって6回に及ぶ継続に決するには、それなりの理由を明らかにすることが、議会の責任であろうと思えます。県民の皆さんが県政に参加する重要な形態の一つとして請願権が保障されており、また、県民に頼られる開かれた県議会という観点からも重要であると思えます。

本請願の重要性からも、また議会の責務からも、本請願が採択されることを切望して、討論いたします。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第1号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第5号、第14号及び第29号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第5号、第14号及び第29号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号から第13号まで、第15号から第19号まで及び第22号から第28号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号から第13号まで、第15号から第19号まで及び第22号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第28号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第28号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第29号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第29号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、両請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出

のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成30年12月4日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

議員発議案第2号

相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る

特別な財政措置を求める意見書

議員発議案第3号

沖縄県民の民意を尊重し米軍新基地の問題

解決を求める意見書

議員発議案第4号

認知症施策の推進を求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第4号まで

追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと27日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成30年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時56分閉会